

# 無許可での廃棄物の不用品回収行為は 重大な**犯罪**です!

家庭の廃棄物は「一般廃棄物」です。  
一般廃棄物を収集・運搬・処分するには、廃棄物処理法に基づく  
市町村の「一般廃棄物処理業の許可」が必要です。

産業廃棄物処理業の許可、古物営業の許可、貨物運送事業の許可のみでは、  
一般廃棄物を収集・運搬・処分することはできません。

廃棄物処理法の無許可営業は、最高で5年以下の懲役、又は、  
3億円以下の罰金に処せられます。

## × トラック型回収



## × チラシ型回収



## × 空き地型回収



## × Web宣伝型回収



# 無許可の廃棄物回収は 即刻中止!



トラックや空き地などで、家庭から排出される廃家電などの廃棄物を無許可で回収・保管することは違法です。市町村の「一般廃棄物処理業の許可」を得ていなければ、ただちに中止してください。

「一般廃棄物処理業の許可」を

得て行っていますか?



## // ご注意ください! //

1. 名目の如何に関わらず、処理料金に相当する金品を消費者から受領することは、一般廃棄物処理業の許可が必要です。
2. 有償（買取り）又は無料で消費者から引き取ったとしても、それだけでは、廃棄物に該当しないという理由（根拠）にはなりません。
3. 家電製品の中で、特に、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機については、故障や破損しているもの・年式の古いものなど中古品としての市場性が認められない場合、又は、雨ざらしになっているもの・乱雑に取り扱われているものなど中古品としての取扱いを受けていない場合は、廃棄物に該当します。

廃棄物に該当するか否かについては、市町村が、物の性状、排出の状況など諸条件を総合的に勘案して判断します。